

2025 年 7 月トピック

従業員福利厚生基金拠出金(仏暦 2567 年[2024 年])要約

1. 拠出義務の開始

- 開始日: 2025 年 10 月 1 日より、全企業に拠出義務が発生(労働保護法第 163 条に基づく王令による)。

2. 拠出率

期間	拠出率(従業員・企業双方)
----	---------------

2025 年 10 月 1 日～2030 年 9 月 30 日	給与の 0.25%
---------------------------------	-----------

2030 年 10 月 1 日以降	給与の 0.5%
-------------------	----------

3. 適用除外の要件(自社基金がある場合)

- 企業が独自の退職・死亡時給付制度を持つ場合、以下の条件を満たせば本基金への加入義務は免除:
 - 商業銀行等に従業員名義の口座を開設し、拠出金を預け入れる。
 - 7 日以内に従業員へ口座情報を通知。
 - 拠出率は基金規定以上。
 - 従業員がいつでも確認可能な記録管理システムを整備。
 - 退職時には、拠出金+利息を返還し、退職証明書を 30 日以内に発行。

4. 納付・書類提出

- 毎月 15 日までに、以下を労働保護・福祉事務所へ提出・納付:
 - 拠出金(従業員分+企業分)
 - 「Sor Gor Lor. 3」様式(法定加入者)および「Sor Gor Lor. 3/1」(任意加入者)

5. 遅延時の罰則

- 未納・不足納付: 未納額に対し月 5%の延滞金。
 - 15 日以上の遅れは 1 ヶ月とみなす。
 - 労働監督官による文書警告後、30 日以内に納付必要。

6. 過納分の処理

- 次回納付時に控除可、または 1 年以内の返還請求が可能。
- 10 年未請求の場合は基金収入として扱われる。

7. 任意加入の手続き

- 労働法上の義務がない従業員でも、企業の同意により任意加入可能。
 - 「Sor Gor Lor. 3/1」様式を提出し、承認を受ける必要あり。

8. 名義変更・従業員情報変更

- 従業員情報の変更があった場合、翌月 15 日までに「Sor Gor Lor. 3/2」提出必須。

9. 死亡時の受取人指定

- 従業員は「Sor Kor Lor. 5」様式で受取人を指定可能。
- 未指定時は配偶者・子・両親等に均等配分。

最低賃金率の調整に関する決議

最低賃金引き上げに関する通知(2025 年 7 月 1 日施行)

2025 年 6 月 17 日、賃金委員会は「最低賃金に関する通知(第 14 号)」により以下の内容を決議・公布しました:

- バンコク地域の最低賃金
従来の 1 日あたり 372 バーツから 400 バーツへ引き上げ。
- 全国のホテル・娯楽業界の最低賃金
一律で 400 バーツ/日に設定。
- 施行日:2025 年 7 月 1 日より有効。

パカポーン・ワンブンブット(日本語要約)

タイ国公認会計士